

(参考)

## 「下請法」とはどんな法律？

下請法は、正式名称を「下請代金支払遅延等防止法」といい、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を目的としています。

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を①取引当事者の資本金の区分と②取引の内容の両面から定めている法律です。下請法では、この①と②に該当するケースにおいて取引を委託する事業者を「親事業者」、受注する事業者を「下請事業者」と呼んでいます。

親事業者から下請事業者へ委託する取引においては、仕事を委託する親事業者は、仕事を受ける下請事業者よりも優位な立場にあると考えられます。

そして、このような取引では、親事業者の一方的な都合によって、代金を支払日に払ってもらえなかったり、代金を不当に引き下げられたりするなど、下請事業者が不利な扱いを受けることが少なくありません。

公正取引委員会及び中小企業庁は、このような下請事業者が不利となるような問題のある行為については、親事業者に対し勧告又は指導を行い、必要な措置を採るよう求めるなど厳正に対処することとしております。

## Q. 「買ったたき」とはどんな行為？

親事業者が、下請事業者と下請代金の額を決定する際に、発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ、著しく低い額を不当に定めることです。

※ 通常支払われる対価・・・同種又は類似品等の市価

### ▶ 「買ったたき」はなぜいけないのか

親事業者がその地位を利用して、限度を超えた低価格を下請事業者に押し付けることは、下請事業者の利益を損ない、経営を切迫することになります。

### ▶ 「買ったたき」を判断するポイント

下請代金の額の決定に当たっては、下請事業者の事情を十分考慮し、協議を尽くすことが重要です。買ったたきに該当するか否かは、次のような要素を勘案して総合的に判断されます。

- 価格水準：下請代金の額が著しく低いかどうか  
(「通常支払われる対価」との乖離状況、給付に必要な原材料等の価格動向など)
- 決定方法：下請代金の額を不当に定めていないかどうか  
(下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど)
- 決定内容：下請代金の額が差別的でないかどうか